

## 廣川書店事件中央労働委員会命令に対する声明

4月27日、中央労働委員会(以下「中労委」)は、(株)廣川書店が東京都労働委員会(以下「都労委」)の平成24年不第44号事件命令を不服とした再審査申し立て(中労委平成26年不再第20号事件)について、次のとおり命令を発出した。

すなわち、①再審査申立を棄却②会社は継続雇用制度の内容と運用の改善について団体交渉に誠実に応じなければならない③会社は継続雇用としなかった濱田組合員を継続雇用したものとし、命令交付から6ヵ月以内に団体交渉を通じて労働条件を適切に定めなければならない④会社は③に基づき、濱田組合員を定年以降満65歳まで継続雇用する⑤組合に対する謝罪文の交付、である。

中労委は組合結成以来の労使関係の推移を概観しながら、特に現廣川治男社長が労務担当に就任して以降、「組合を敵視し」「編集・営業を問わず、組合員から仕事を外し」「組合の救済申立後に『今後はすべて団体交渉によって解決する』との和解協定締結後も不誠実団交、継続雇用等に関する不合理な対応に終始し」、さらには審問での斉藤取締役による「取締役の賃金が増額された」との証言を認定し、会社が組合員を差別し不利益取り扱いを行ったことなどを丁寧に認定している。

また、会社の「組合員が就業規則上の継続雇用制度の申し込みをしていない以上、定年退職により雇用は終了した」という主張についても、組合が継続雇用制度の改善を求めても会社が応じないことにより“会社が申し込みを断念させた”ことが不利益取り扱いにあたりと判断している。また本命令は初審命令の内容を変更し、団体交渉を通じて6ヵ月以内に労働条件を適切に定めるよう、さらに踏み込んだ内容となっている。

この中労委命令は、2014年3月19日付の初審命令、また2015年10月29日付の不誠実団交の都労委命令(平成25年不第117号事件)に続く三度目の組合側勝利命令であり、廣川書店における労使関係の改善に大きく資するものである。

会社は、これまで都労委命令を一切履行せず、団交拒否・不利益取り扱い・支配介入などの不当労働行為を改めようとしていない。濱田組合員の後、塩谷組合員、長谷川組合員が濱田組合員と同様に組合員であることを理由に著しい差別的取扱いを受け、継続雇用を断念して退職することを余儀なくされ係争中である。

会社は1998年以降、20年近くにわたって賃上げ要求に対しては「ゼロ回答」、夏冬の一時金要求に対しては「30万円±会社査定20万円」という回答に固執し、組合が財務資料を示して具体的な根拠を明らかにするよう求めても、一切の資料も示さずに、団交拒否・不誠実団交を続け、更に本年2月には、営業部組合員2名に対して埼玉県戸田市の倉庫への配転・隔離を強行し、新たな紛争を引き起こしている。

本中労委命令は、組合員への著しい差別・不利益取り扱いと団体交渉における不誠実な態度を厳しく断罪したものであり、今後の同社の労使関係を改善するために大きな前進となるものである。

このような会社の態度を改めさせ、労使関係を対等でかつ円満妥当なものとするために、私たちは会社に対して命令を速やかに履行し、誠実な団体交渉に応じるよう奮闘を続ける決意である。皆さまの一層のご支援をお願いするものである。

2016年4月28日  
日本出版労働組合連合会